



## ほっと 24 号

道家連ホームページ

<http://do-ren.ciao.jp>



### \* 北海道知的障がい児・者家族会連合会 10 周年記念 2017 年度第 1 回研修会

5 月 28 日(日) 10:00 より、札幌市教育文化会館 4F 講堂で、「道家連 7 項目要望に対しての各政党の見解および意見交換会」研修会が開催され、全道各地から 139 名が参加されました。

石川誼会長から、ご多用のところ出席いただいた各政党参加者への謝辞と、北海道知的障がい児・者家族会連合会(以下「道家連」といいます)は 7 項目を要望していること、家族として親なき後の我が子兄弟の大きな不安を抱えていることを訴えました。

今回の研修会は、自由民主党、公明党、民進党、日本共産党の 4 政党に予め道家連 7 項目について事前に文書での見解をお願いして資料として参加者全員に配付し、研修会では次の 1 項目について意見交換をしました。

「親亡き後の看取りの施設(終の棲家)としての入所支援施設の機能の拡充について」

(例：看取りのための 24 時間看護体制を含む医療の充実、またその加算など)

4 政党から次のとおり文書で回答をいただき、更に政党参加者から補足説明していただきました。

- ◆公明党：本人が望む地域生活ができるよう、グループホーム等の整備・充実(全文)
- ◆民進党：生涯にわたって安心して暮らし続けることができるようにする観点から、入所施設のあり方について、当事者の声に耳を傾け、ともに議論しながら検討します。(全文)
- ◆日本共産党：24 時間の切れ目のない支援、医師の配置や訪問医療・訪問看護など、医療支援が必要な利用者入所支援を受けられる施設の整備こそ充実させるべきだと考えます。(抜粋)
- ◆自由民主党：障害のある方の看取りの体制等については重要な課題であると考えておりますので、今後とも引き続き、利用者のニーズに即した居住支援と併せて、報酬の増額など必要な見直しが行なわれるよう、取り組んで参ります。(抜粋)

この後、3 名のコメンテーターから次のとおり意見がありました。

- 権利条約が批准されても社会の差別の現状は簡単にはなくならない。
- 親兄弟の高齢化により自宅での介護は難しくなっているため、施設入所の希望は益々増えると思う。
- 90 日問題は、報酬が打ち切られても施設はなんとかしようとしているが経営が維持できないことが根底にある。
- 知的障がい者は、親族がいないことも多いので、再入所を拒否されると行き場がなくなり路頭に迷うことになる。
- 利用者本人の意思決定支援は、極めて困難であることが多く、家族や支援員の支援がとても重要になる。
- グループホーム利用者の訪問介護は本人負担だが、今後急増が見込まれるので、制度化をお願いしたい。
- グループホームからの再入所は、現実には空がなく難しいのではないかと。また、利用者が培った人間関係を失わせることに不安を感じる。

これに対して、政党参加の4名の方から個人の意見として次のような見解が示されました。

◆障がい個性として認め、共生する社会を実現しなければならないが、未だ十分ではない。老障介護を支えるためには、家庭・地域・行政が一体となった支えが必要だと思ふ。90日問題は、施設経営からは大変難しい問題だと思ふが、行政と政治が解決しなければならない問題で、この解決は支援員の雇用の安定にもなると思ふ。本人の意思決定支援は、成年後見制度の活用だと思ふ。又、専門家に任せるだけでなく市民後見の充実も必要だと思ふ。

この後、会場の2名から次の意見がありました。

▼知的障がい者に特化した高齢者施設をつくるべきだ。

▼日本はOECDの中で社会保障費は低水準だが、せめて平均並みに改善できないか。

これに対して、政党参加の4名の方から個人の意見として次のような見解が示されました。

◆残念ながら国の政策は、知的障がい者への特化ではなくて介護との統合の方向にある。意見としては理解できるが実現のハードルはとても高いと思ふ。予算枠の拡大については、制度設計をしてから予算獲得になるので、まず今後の福祉について国民的に議論して制度設計しなければならないと思ふ。

4政党に出席を依頼する研修会は初めての試みでしたが、予め見解をお願いした事項、コメンテーターの質問にも真摯に答えていただきました。今後の制度改正につながるような回答はありませんでしたが、道家連の存在を認めてもらうことになり、大きな成果だったと思ひます。

今回の研修会が各地区での議員あるいは行政との意見交換につながることを期待したいと思ひます。





## \* 2016 年度道内台風災害義援金について

各家族会のご協力と、道家連総会での有志による募金合計 132,731 円が集まりました。  
6 月 15 日に 102,731 円、7 月 7 日に 30,000 円を福祉協会に届けました。  
福祉協会から、義援金は「南富良野こざくら園」に届けたとの報告がありました。  
みなさまのご協力に感謝いたします。  
本当にありがとうございました。



## \* 2017 年度の道家連の活動について

事業計画の内容に個別に対応することも大事だが、例えば「報酬単価の改定」等の大きな問題に集中して、個別の問題を取り込むことを検討したいことを役員会で確認致しました。

- ☆具体的に今できることは何かを模索する。
- ☆関係各所を訪れ、交流を深める。
- ☆身近な問題について話し合う。
- ☆要望できることは積極的に願います。
- ☆勉強会を開く。



## \* 絆事業について

絆事業のそうめん等の販売は、会費の値上げを避ける趣旨でもあるので、是非協力をお願いいたします。  
道家連のホームページの各施設の生産商品もっと充実させたいと思います。  
所属施設から生産品の掲載希望がございましたら連絡をお願いいたします。



## \* 全施連全国大会のお知らせ

第 13 回一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会 全国大会 in 秋田  
日程：2017 年 10 月 3 日～4 日  
会場：秋田キャッスルホテル  
大会テーマ：「新しい生活の場を語ろう！」  
参加ご希望の方は、道家連事務局までメールをお願いいたします。(info@do-ren.ciao.jp)





## \* 意思決定支援ガイドラインについて

2017年3月に厚労省から「意思決定ガイドライン」が示されましたので、その大要をお知らせします。

「利用者さん」（主に知的障がい者が該当する）が、その意思をサービス提供者である入所施設やグループホーム、就労移行・支援事業の職員などに、どの程度正確に汲み取ってもらえるのか、それは、知的障がい者にとって、自分の人生、暮らしを大きく左右する、重要な要求です。

知的障がいを持った利用者さんが、言葉に出して自分の意志を職員に伝えられるかどうかは、とても重要な事です。

また、言葉で伝えることができない利用者さんを含め、意思を的確に把握して、場面に応じた適切な支援や将来の暮らしのあり方を援助していくことは、職員はもちろん、親、成年後見人、関係機関の責務です。

本人の意思が、職員及び関係者すべてに適切に把握され共有されることによって、本人は、どこにあっても、本来、人間として与えられるべき「普通の人と同じように社会に認められ、差別や虐待を受けずに、普通にストレスのない暮らしをしていく」ことができるようになるのだと思います。

ただ、ガイドラインが示すように、知的障がい者の場合、「本人の好きなようにさせる」ことが本旨ではありません。

本人が置かれている環境、本人の生い立ちや家族環境によっても、好みや欲求が違ってきます。

人的環境の違い、生活のあらゆる場面、社会における様々な制約や社会生活の暮らし方の選択など、一人ひとりすべて違います。

一人ひとりの適正に応じた的確な意思決定支援が求められます。

そのためには、このガイドラインをすべての関係機関が共有し、学習し、すべての職員や親を含む関係者全員が、身につけていくことが必要だと思います。

また、本人の意思決定支援のために、関係者のひとりが必要と考えて関係者協議を求めた時は、いつでも協議会を開けるように、体制を作っておくことが必要だと思います。

このガイドラインが個々の事業者任せるといような「単なる指針」に終わってしまえば、「仏作って魂入れず」です。

道や市町村が、真剣にこの問題に取り組み、ガイドラインに沿ってどこまで体制が整えられたかなど、「指導監査」などの対象にして、しっかりと実態を把握しながら、縦断的横断的に経験交流などの研修会を開催するなど、指導力を発揮してもらいたいと思います。

### 【意思決定ガイドラインについて】

平成29年3月31日付け障発0331第15号により、厚生労働社会援護局障害保健福祉部長から各都道府県知事指定都市中核都市市長宛に障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについてという文書が出されました。

この通知は地方自治法第245の4第1項の規定に基づく技術的な助言であるとされており、国の指針となるものです。

ここでは、このガイドラインの基本的な内容について、概要をまとめておきます。

1. このガイドラインは障害者総合支援法の附則において障害者の意思決定支援のあり方が見直し事項の一つに挙げられていました。

これに基づいて社会保障審議会障害者部会では意思決定支援に関する報告書を取りまとめ、これに基づき「ガイドライン」が策定されました。

2. このガイドラインの目的は、日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるようにするためです。

そのために、障害福祉サービスの提供に関わる人や関係機関が必要十分な対応を行うこと。

また、このガイドラインを普及することで成年後見制度の利用をより促進していかうとするものです。

3. 意思決定支援を必要とするサービスを適切に提供するためには、このガイドラインを関係者間で共有し、研修を適切に十分実施する必要があります。

4. 本人の意思決定支援のためには、必要に応じて次のような関係者の参加を促すことが必要とされています。

本人、事業者、家族、成年後見人、（必要に応じて）教育関係者、医療関係者、福祉事務所、市区町村の葉帯対応窓口、保健所等の行政関係機関、障害者就業生活支援センター等就労関係機関、ピアサポーター、本人の知人等の関係者

### 【意思決定支援ガイドライン総論】

#### 1. 定義

意思決定支援とは、可能な限り本人が意思決定できるよう支援し、最終的には本人の最善の利益のために、事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み

#### 2. 意思決定の構成要素

##### (1)本人の判断能力

##### (2)意思決定が必要とされる場面

①日常生活の場面：食事、衣服、外出、排泄、整容、入浴等。余暇活動の選択

②社会生活の場面：どこで誰と生活するか、自宅、グループホーム、入所施設の選択

体験の機会の活用で本人の意思を尊重

より制限の少ない生活への移行を原則

##### (3)人的・物理的環境

様々な人的環境の変化、物理的環境の変化により本人の判断が影響されることを十分に配慮すべき

#### 3. 意思決定支援の基本原則

(1)本人の意思確認ができるようあらゆる工夫を行って、本人が安心して意思表示できるようにする

(2)他者への権利侵害にならない範囲で、あるいは本人の財産的リスク、医療面でのリスク、危険へのリスクを最小限にする様々な工夫をこらして本人の選択を尊重する。

そのため、制約的になりすぎないよう配慮しながら事業所全体で取り組む。

##### (3)本人の意思確認が困難な場合の取り組み

関係者が集まって、日常生活での表情や感情、行動に関する記録、および、本人の生活史、人間関係、家族関係を把握して本人の意思と選好を推定する。

#### 4. 最善の利益の判断

最善の利益の判断は、最後の手段

(1)メリットデメリットの検討

(2)相反する選択肢の両立

例えば 食事制限中の好みの食事や運動などとの両立

(3)自由の制限の最小化

生命身体の安全を守るために本人の行動の自由を制限する場合の、最大限の行動の自由への配慮

#### 5. 事業者以外の視点

本人の家族や知人、成年後見人、ピアサポーター、基幹相談支援センターの相談員等が第3者として意見を述べる機会を持つ

#### 6. 成年後見人等の権限

成年後見人等は財産管理および身上配慮義務があり、この権限と事業者の意思決定支援との間に齟齬が生じないように、日頃から成年後見人等の参画を促す。

\*.....\*



#### 編集後記

多くの方々に惜しまれつつ、今回で退任された安田事務局長が、その肩の荷を下ろした安堵感でしょうか、爽やかな笑顔と共に寄せた「つぶやき」を掲載して、今号を終えます。

『第1回研修会、今年は、4政党の議員の皆様にお越しいただき、終の住処について政党としてどのようにお考えか、また、個人的にどうお考えか伺いました。私たちからも、障がいのある子の親として、何が心配なのか、どうしてほしいかを聞いていただく良い機会になりました。議員の皆様、温かく、話を聞いてくださり、理解してくださったようでした。障がい福祉のみならず、多くの課題に向き合う議員の方々ですが、この時間は共に知的障がい者の抱える将来への不安（親亡き後、誰が最後まで責任をもってくれるのか等）を共有できたと思います。参加の議員の皆様、家族の皆様、本当にありがとうございました。もっともっと、お話ししたい研修会でした』

\*.....\*